

令和4年仙審第28号

裁 決
漁船A定置網損傷事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年12月18日15時45分

青森県大久喜漁港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 19.22メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 854キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置、左舷側にGPSプロッター、舵輪前方に左舷側から魚群探知機、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備え、舵輪後方の両舷に椅子2脚を設けた近海かつお・まぐろ漁業に従事する2機2軸のFRP製漁船で、a受審人ほか3人が乗り組み、回航の目的で、船首0.8メートル船尾2.2メートルの喫水をもって、令和3年12月18日08時00分岩手県釜石港を発し、青森県八戸港に向かった。

ところで、大久喜漁港東方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までを存続期間とし、1月1日から12月31日までを漁業の時期とする、X社が青森県知事から免許された免許番号東定第1号の定置漁業免許状に基づく定置漁業の漁場区域が、大久喜港北防波堤灯台（以下「大久喜灯台」という。）から081.5度（真方位、以下同じ。）1.14海里、096度1.26海里、126度1,010メートル、123度920メートル及び081.5度1.14海里的各地点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「1号区域」という。）に設定されており、1号区域は海上保安庁刊行の漁具定置箇所一覧図6111に記載されていた。

そして、1号区域に敷設された定置網には、身網の沖側中央及び四隅の水面上高さ約4メートルのところに赤旗と黄色光を発する簡易標識灯がそれぞれ設置されていた。

発航に先立ち、a受審人は、岩手県から青森県にかけての沿岸海域の航行経験が十数回あり、その陸岸沿いにいくつかの定置網が敷設されていることを知っていたものの、1号区域の詳細な位置を把握していなかったが、定置網に接近すれば目視で確認できるものと思い、船内に備え置かれた漁具定置箇所一覧図6111に当たるなど、水路調

査を十分に行わなかった。

a 受審人は、機関員 1 人と共に船橋当直に就き、椅子に腰を掛けてレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、岩手県弁天鼻東方沖合を北上し、15時36分半僅か過ぎ大久喜灯台から115度2.47海里の地点で、針路を312度に定めて自動操舵とし、11.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、針路を定めたとき、1号区域に向首して接近する状況となったものの、同区域の存在に気付かないまま続航し、15時44分僅か過ぎ1号区域に進入し、15時45分大久喜灯台から091.5度1.09海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同区域に敷設された定置網に乗り入れた。

当時、天候は雪で風力4の北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aは、右舷推進器軸に曲損等を生じ、定置網は、幹綱に切断等を生じたものの、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、八戸港に向けて釜石港を発航するにあたり、水路調査が不十分で、大久喜漁港東方沖合に設定された1号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、八戸港に向けて釜石港を発航する場合、1号区域の詳細な位置を把握していなかったから、同区域に敷設された定置網に乗り入れることのないよう、船内に備え置かれた漁具定置箇所一覧図6111に当たるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、定置網に接近すれば目視で確認できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、1号区域に向首進

行して定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 5 月 1 6 日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正